

○国立研究開発法人水産研究・教育機構の保有する電磁的
記録の開示の方法に関する規程

	平成14年	10月	1日	付け	14水研	第	676	号
	平成17年	4月	1日	付け	17水研本	第	89	号
改正	平成18年	4月	1日	付け	17水研本	第	1907	号
改正	平成27年	4月	1日	付け	26水研本	第	70325001	号
改正	平成28年	4月	1日	付け	28水機本	第	80401008	号
改正	平成29年	4月	1日	付け	28水機本	第	90323001	号
改正	令和5年	3月	27日	付け	4水機本	第	1161	号
改正	令和6年	3月	14日	付け	5水機本	第	1156	号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「公開法」という。)第15条第1項及び第2項並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)第87条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人水産研究・教育機構(以下「機構」という。)の保有する電磁的記録の開示の方法を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語であつて、公開法、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成14年政令第199号)及び保護法において用いられる用語と同一のものは、これを同一の意義で用いるものとする。

(開示の方法)

第3条 電磁的記録の開示の方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同号に定めるとおりとする。

(1)録音テープ又は録音ディスク

次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ

(日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)

に複製したものの交付

(2)ビデオテープ又はビデオディスク

次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ
(日本産業規格C 5 5 8 1に適合する記録時間120分のものに限る。)に
複写したものの交付

(3)電磁的記録(前2号又は次号に該当するものを除く。)

次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより
行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供
するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧
又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(エ
に掲げる方法に該当するものを除く。)

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの
交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(4)電磁的記録(前号オに掲げる方法による開示の実施をすることができ
ない特性を有するものに限る。)

次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラム
により行うことができるもの

ア 前号アからウまでに掲げる方法

イ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日
本産業規格X 6 1 0 3、X 6 1 0 4又はX 6 1 0 5に適合する長さ
731.52メートルのものに限る。)に複写したものの交付

ウ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日
本産業規格X 6 1 2 3、X 6 1 3 2若しくはX 6 1 3 5又は国際標準化機
構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833、
15895若しくは15307に適合するものに限る。)に複写したもの
の交付

エ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産
業規格X 6 1 4 1若しくはX 6 1 4 2又は国際規格15757に適合す
るものに限る。)に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日
本産業規格X 6 1 2 7・X 6 1 2 9・X 6 1 3 0又はX 6 1 3 7に適合す
るものに限る。)に複写したものの交付

(前条の方法により難しい場合)

第4条 電磁的記録の種別又は量により、前条各号の方法等により開示するこ
とが困難である場合の当該電磁的記録の開示方法は、行政機関の保有する情報の
公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号)において定める方法を参
酌してその都度定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 [平成17年4月1日付け17水研本第89号]

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 [平成18年 4月 1日付け17水研本第1907号]

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則 [平成27年4月1日付け26水研本第70325001号]

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年4月1日付け28水機本第80401008号]

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 [平成29年4月1日付け28水機本第90323001号]

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 [令和5年3月27日付け4水機本第1161号]

この規程は、令和5年3月27日から施行する。

附 則 [令和6年3月14付け5水機本第1156号]

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

第3条(1)イ

規格番号 C5568:磁気テープ録音再生システム第7部 テープレコード用及び民生用カセット

第3条(2)イ

規格番号 C5581:VHS方式12.65mm(0.5in)磁気テープヘリカル走査ビデオカセットシステム

第3条(4)イ

規格番号 X6103:NRZ-1方式による12.7mm幅,9トラック,32cpmm,情報交換用磁気テープ

規格番号 X6104:位相変調(PE)方式による12.7mm幅,9トラック,63cpmm,情報交換用磁気テープ

規格番号 X6105:GCR方式による12.7mm幅,9トラック,246cpmm,情報交換用磁気テープ

第3条(4)ウ

規格番号 X6123:12.7mm幅,18トラック,1491cpmm,情報交換用磁気テープカートリッジ

規格番号 X6132:12.7mm幅,18トラック,情報交換用磁気テープカートリッジ,拡張フォーマット

規格番号 X6135:12.7mm幅,36トラック,情報交換用磁気テープカートリッジ

第3条(4)エ

規格番号 X6141 : 8mm幅, ヘリカル走査記録, 情報交換用磁気テープカートリッジ

規格番号 X6142 : 8mm幅, ヘリカル走査記録, 情報交換用磁気テープカートリッジ, デュアルアジマス様式

第3条(4)オ

規格番号 X6127 : 3.81mm幅, ヘリカル走査記録情報交換用磁気テープカートリッジ, DDS様式

規格番号 X6129 : 3.81mm幅, ヘリカル走査記録情報交換用磁気テープカートリッジ, DDS-2様式, テープ長 120m

規格番号 X6130 : 3.81mm幅, ヘリカル走査記録情報交換用磁気テープカートリッジ, DDS-3様式, テープ長 125m

規格番号 X6137 : 3.81mm幅, ヘリカル走査記録情報交換用磁気テープカートリッジ, DDS-4様式, テープ長 150m